

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算との取扱いが変わります

★特に障害基礎年金の子の加算対象になっていたために児童扶養手当を受給していない方はご注意ください

これまで障害基礎年金の子の加算については、受給権発生時に生計を維持している子がある場合に行われていましたが、平成 23 年 4 月から「国民年金法の一部を改正する法律」及び「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」が施行され、受給権発生後に子を持ちその子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行うこととされました。

児童扶養手当はお子様障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されませんが、平成 23 年 4 月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、年金受給権者とその子との間に生計維持関係がないものとして取扱い、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給できるようになります。

* 児童扶養手当と障害年金の子の加算の間で受給変更できる場合

両親の一方が児童扶養手当施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子の加算で受給変更が可能となります。

※児童扶養手当の支給には障害の程度による支給要件や受給資格者、配偶者等の所得制限があります。

* 児童扶養手当と障害年金の子の加算の間で受給変更ができない場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子の加算で受給変更はできません。

* 児童扶養手当の認定請求について

障害基礎年金の子の加算対象になっていたために児童扶養手当を受給していない方で、今回の改正により児童扶養手当を受給するには手続きが必要となります。

手当は認定請求をした月の翌月分から支給されます。

※ただし、特例措置としまして平成 23 年 3 月 31 日以前は障害年金の子の加算を受給しており、児童扶養手当を受給することができなかった方は、平成 23 年 9 月 15 日までに認定請求していただければ、平成 23 年 4 月分から受給することが出来ます。

【児童扶養手当についての申込み・お問合わせ先】

福祉事務所	保育児童課
葵 区役所	2階 電話:054-221-1093
駿河区役所	2階 電話:054-287-8674
清水区役所	1階 電話:054-354-2120
蒲原出張所	1階 電話:054-385-7790